

# 経営改善に向けた取組

住宅金融支援機構は、住宅金融市場の中で自立的な経営のもと民間金融機関の支援・補完を推進するため、着実に業務実績を積み重ねながら、経営の改善に向けた業務運営の効率化とコストの削減に取り組んでいます。

その結果、既往債権管理勘定について、単年度収支を黒字化し、平成23年度をもって補給金を廃止したほか、既往債権管理勘定以外の勘定（保証協会承継業務に係るものを除く。）について、単年度収支を黒字化するとともに、第二期中期目標期間の最終年度までの目標としている繰越欠損金を解消しました。



## ●一般管理費（人件費及び物件費）の削減

|               | 平成18年度    | 平成19年度    | 平成20年度    | 平成21年度    | 平成22年度    | 平成23年度    |
|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 一般管理費         | 16,369百万円 | 15,070百万円 | 14,491百万円 | 13,857百万円 | 12,900百万円 | 12,674百万円 |
| 削減率(対18年度期末比) | -         | △7.9%     | △11.5%    | △15.3%    | △21.2%    | △22.6%    |
| 人件費           | 11,397百万円 | 10,411百万円 | 10,118百万円 | 9,867百万円  | 9,584百万円  | 9,478百万円  |
| 削減率(対18年度期末比) | -         | △8.7%     | △11.2%    | △13.4%    | △15.9%    | △16.8%    |
| 物件費           | 4,972百万円  | 4,659百万円  | 4,373百万円  | 3,990百万円  | 3,316百万円  | 3,197百万円  |
| 削減率(対18年度期末比) | -         | △6.3%     | △12.0%    | △19.8%    | △33.3%    | △35.7%    |

## ●情報システム経費の削減

|            | 平成18年度  | 平成19年度  | 平成20年度  | 平成21年度  | 平成22年度  | 平成23年度  |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 基幹システム経費   | 127.6億円 | 94.2億円  | 94.9億円  | 77.7億円  | 73.9億円  | 68.1億円  |
| (対18年度増減額) | -       | △33.4億円 | △32.7億円 | △49.9億円 | △53.7億円 | △59.5億円 |
| (対18年度比)   | -       | △26.2%  | △25.6%  | △39.1%  | △42.1%  | △46.6%  |

## ●人員削減

|               | 平成19年度 |       | 平成20年度 |       | 平成21年度 |       | 平成22年度 |        | 平成23年度 |        |
|---------------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|
|               | 期首     | 期末    | 期首     | 期末    | 期首     | 期末    | 期首     | 期末     | 期首     | 期末     |
| 常勤職員数         | 1,021人 | 970人  | 984人   | 951人  | 963人   | 938人  | 944人   | 915人   | 923人   | 918人   |
| 削減率(対19年度期首比) | -      | △5.0% | -      | △6.9% | -      | △8.1% | -      | △10.4% | -      | △10.1% |

## ●損益の推移

(単位: 億円)

|                                | 当期総利益・当期総損失(△) |              |              |              |              | 利益剰余金・繰越欠損金(△) |              |              |              |              |
|--------------------------------|----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
|                                | 平成19年度<br>決算   | 平成20年度<br>決算 | 平成21年度<br>決算 | 平成22年度<br>決算 | 平成23年度<br>決算 | 平成19年度<br>決算   | 平成20年度<br>決算 | 平成21年度<br>決算 | 平成22年度<br>決算 | 平成23年度<br>決算 |
| 証券化支援勘定                        | △33            | △28          | △58          | △258         | 338          | △165           | △193         | △251         | △509         | △171         |
| 住宅融資保険勘定                       | 3              | △16          | 20           | 28           | 36           | △47            | △63          | △44          | △15          | 21           |
| 財形住宅資金貸付勘定                     | 60             | 58           | 45           | 26           | 69           | 316            | 374          | 418          | 445          | 513          |
| 住宅資金貸付等勘定                      | 94             | △63          | △29          | 7            | 43           | 3,766          | 3,486        | 3,392        | 3,354        | 3,299        |
| 既往債権管理勘定                       | △1,693         | △97          | △1,445       | △169         | 837          | △5,284         | △5,381       | △6,826       | △6,994       | △6,158       |
| 法人全体                           | △1,569         | △146         | △1,468       | △366         | 1,323        | △1,414         | △1,777       | △3,310       | △3,720       | △2,496       |
| 法人全体(既往債権管理勘定及び保証協会承継業務経理を除く。) | 124            | △50          | △22          | △197         | 487          | 3,869          | 3,604        | 3,516        | 3,274        | 3,662        |
| 法人全体(既往債権管理勘定及び保証協会承継業務経理を除く。) | 42             | △15          | 12           | △171         | 453          | △111           | △126         | △114         | △285         | 168          |

# 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針等への対応

## ●独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針

住宅金融支援機構は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき対応を行っています。

### 事務・事業の見直し

| 事務・事業      | 講ずべき措置              | 実施時期     | 具体的内容  | 対応状況   |
|------------|---------------------|----------|--|--|
| 証券化支援事業    | ALMリスク対応出資金の国庫返納    | 23年度中に実施 | 平成19年度から平成21年度に国から出資されたALMリスク対応出資金480億円のうち、事業量の推移及びMBSの超過担保率（フラット35を安定的に供給するための超過担保額のMBS発行額に対する比率）等を踏まえ、必要最低額を残し、国庫納付する。   | 平成24年3月16日に113億円を国庫納付済みである。  |
|            | 金利変動準備基金の国庫返納       | 23年度中に実施 | 金利変動準備基金450億円についても、フラット35の事業量の推移等を踏まえ、必要最低額を残し、国庫納付する。   | 平成24年3月16日に106億円を国庫納付済みである。  |
| 住宅融資保険事業   | 廃止                  | 24年度から実施 | 平成21年4月の「経済危機対策」により平成23年度まで保険料率引下げ（平成21年12月の「緊急経済対策」において、平成22年12月まで引下率上乘せ）が行われているところであり、経済対策終了後に、現行の事業は廃止し、不要となる政府出資金は国庫納付する。ただし、証券化支援事業と連動して実施する必要がある事業等（フラット35に係るつなぎ融資・パッケージ融資等に対する付保）に限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。 | 住宅融資保険事業については、平成24年度から、証券化支援事業と連動して行う必要がある事業等（フラット35に係るつなぎ融資・パッケージ融資等に対する付保）に限定し、民間による代替が可能となるまでの措置として行っている。不要となった政府出資金については、現在国庫納付の手続きを進めているところである。 |
|            | 高齢者向け住宅に係る新たな仕組みの構築 | 23年度から実施 | 高齢者向け住宅（医療や介護と連携した「高齢者支援サービス付き住宅」（仮称））について、他省庁との連携も含めその仕組みを見直すこととし、これについて新たな法制化措置が採られる場合には、スクラップ・アンド・ビルドを徹底した上で、これに関連する融資保険を実施する。  | 「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律」（平成23年法律第32号）が成立したことを受けて、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金についての民間金融機関のリバースモーゲージを付保対象とする住宅融資保険業務を実施している。                              |
| 住宅資金貸付事業   | 賃貸住宅融資の廃止           | 23年度から実施 | 現行の賃貸住宅融資について、平成23年度に廃止する。ただし、証券化支援事業において特に取得促進を行っている省エネ性能の高い住宅の供給に関連する融資事業に限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。  | 平成23年度から、証券化支援事業において特に取得促進を行っている省エネ性能の高い住宅の供給に関連する賃貸住宅への融資事業に限り、民間の代替が可能となるまでの措置として行っている。  |
|            | 高齢者向け住宅に係る新たな仕組みの構築 | 23年度から実施 | 高齢者向け住宅（医療や介護と連携した「高齢者支援サービス付き住宅」（仮称））について、他省庁との連携も含めその仕組みを見直すこととし、これについて新たな法制化措置が採られる場合には、スクラップ・アンド・ビルドを徹底した上で、これに関連する融資を実施する。  | 平成23年10月20日に「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律」（平成23年法律第32号）が施行されたことを受けて、同年11月7日からサービス付き高齢者向け住宅として登録された賃貸住宅への融資業務を実施している。                                 |
|            | まちづくり融資の廃止          | 24年度から実施 | まちづくり融資について、平成21年4月の「経済危機対策」による平成23年度末までの融資条件緩和措置が終了後に、現行の事業は廃止し、不要となる政府出資金は国庫納付する。ただし、権利調整が難しく、事業が長期化するマンション建替え事業等について中小事業者が実施するものに限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。  | まちづくり融資については、平成24年度から、権利調整が難しく、事業が長期化するマンション建替え事業等について中小事業者が実施するものに限定し、民間による代替が可能となるまでの措置として行っている。不要となった政府出資金については、現在国庫納付の手続きを進めているところである。           |
| 既往債権管理業務   | —                   | —        | —  | —  |
| 団体信用生命保険事業 | —                   | —        | —  | —  |
| 住情報提供事業    | 廃止                  | 23年度から実施 | 事業を廃止し、民間にゆだねる（当該事業には、証券化支援事業等の各事業の実施に係る情報提供は含まない。）。   | 住まいづくりに関する情報サイトを除き、平成23年3月末に廃止し、当該情報サイトについては、平成23年7月26日に廃止した。  |

## 資産・運営等の見直し

| 講ずべき措置        | 実施時期                    | 具体的内容     | 対応状況   |  |
|---------------|-------------------------|-----------|--|--|
| 不要資産の<br>国庫返納 | ALM リスク 対応資金            | 23 年度中に実施 | 平成 19 年度から平成 21 年度に国から出資された ALM リスク対応出資金 480 億円のうち、事業量の推移及び MBS の超過担保率（フラット 35 を安定的に供給するための超過担保額の MBS 発行額に対する比率）等を踏まえ、必要最低額を残し、国庫納付する。 | 平成 24 年 3 月 16 日に 113 億円を国庫納付済みである。  |
|               | 金利変動準備基金                | 23 年度中に実施 | 金利変動準備基金 450 億円についても、フラット 35 の事業量の推移等を踏まえ、必要最低額を残し、国庫納付する。   | 平成 24 年 3 月 16 日に 106 億円を国庫納付済みである。  |
|               | 証券化支援事業に係る政府出資金 2000 億円 | 22 年度中に実施 | 平成 21 年度第 1 次補正予算の執行の見直しにおいて、平成 23 年度までの事業量見込みを見直したことにより決定した国庫納付額（2000 億円）について、確実に返納する。  | 平成 23 年 3 月 14 日に国庫納付済みである。  |
|               | まちづくり融資に係る政府出資金 300 億円  | 22 年度中に実施 | 平成 21 年度第 1 次補正予算の執行の見直しにおいて、平成 23 年度までの事業量見込みを見直したことにより決定した国庫納付額（300 億円）について、確実に返納する。   | 平成 23 年 3 月 14 日に国庫納付済みである。  |
| 事務所等の<br>見直し  | 見直し計画を早期に策定             | 22 年度から実施 | 平成 22 年度中に、本部、事務所、宿舍、借上事務所等の全資産について、保有及び借上げの妥当性について検証した上で、見直し計画を早期に策定し、事務所、宿舍等の統廃合を検討する。   | 保有事務所等について、法人の任務・設置目的との整合性、資産規模の適切性、現在の立地の必要性、資産の利用度、経済合理性の観点から平成 22 年度中に検証作業を行ったところである。<br>今後は、「独立行政法人の職員宿舍の見直し計画」（平成 24 年 4 月 3 日行政改革実行本部決定）に基づき、宿舍の見直し・削減のための具体的な実施計画を今年中に作成することとしており、これにあわせて保有事務所等も含めた見直し計画を今年中に策定する予定である。また、中期目標においても、支店体制について、業務量に応じた効率的・効果的な体制となるよう統廃合を含めた配置等の見直しを進めるとされており、これに基づき見直しを進める。  |
| 職員宿舍等の<br>見直し | 職員宿舍及び公庫総合運動場の処分        | 22 年度から実施 | 職員宿舍及び公庫総合運動場について、売却を進める。  | 独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき処分することとしていた北四条宿舍については、平成 24 年 2 月 20 日に売却済みであり、これによって同計画に基づく宿舍の処分は完了した。また、公庫総合運動場については、効果的に処分するため、隣接する国所有の土地と一体的に処分するべく調整を行っているところであり、平成 24 年度に売却手続きを開始する予定である。<br>なお、今後も「独立行政法人の職員宿舍の見直し計画」（平成 24 年 4 月 3 日行政改革実行本部決定）を踏まえ、見直しに向けた検討を進めていくこととしている。  |
| 人件費の<br>見直し   | ラスパイレース指数の低減            | 22 年度から実施 | 職員本俸や管理職手当の見直し等によりラスパイレース指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。   | ○証券化支援業務を中心とした金融業務を行うという法人の業務の性格上、専門的な金融技術や金融業務に係る能力を有する人材を確保し、その能力を十分に発揮してもらうための処遇を行うことが必要であり、このような事情を考慮した給与水準となっていることから、国家公務員の水準を上回っている。<br>○給与水準の適正化に向け、平成 23 年度においては次の取組を実施した。(1) 管理職定年制（平成 23 年度末に 55 歳超となる職員を対象）(2) 管理職手当の最高額の引下げ<br>加えて、給与体系の見直しを含む人事・給与制度を導入し、平成 24 年度以降、順次実施することとした。<br>○引き続き、できる限り国家公務員の水準と同等になるよう俸給・手当も含めた全体的な給与の在り方について見直しを行い、必要な措置を講ずる。また、平成 28 年度までに地域・学歴を勘案した対国家公務員指数を国家公務員と同程度としていくことを目指し、平成 24 年度以降、次の取組を実施する。<br>(1) 管理職定年制の継続 (2) 平成 24 年度から、現行給与表の最高号俸額を引き下げ (3) 平成 26 年度から、従来の職種（業務職）を廃止し、新職種（ビジネスキャリア職）を創設（給与水準は従来と比較し、概ね 1 割程度引き下げ） |

## ●独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針

平成 24 年 1 月 20 日に「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」が閣議決定されました。また同基本方針に基づき独立行政法人住宅金融支援機構の在り方に関する調査会が設置され、平成 24 年 6 月 27 日に報告書がとりまとめられました。

### 〈独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（住宅金融支援機構関連部分のみ抜粋）〉

本法人の業務をより効率的に実施するため、会社法の下ガバナンスの導入も含め、組織の在り方について、外部の有識者から成る検討の場を内閣府に設置して検討し、本年度中に基本的な論点について整理した上で平成 24 年夏までに結論を得る。その際、現在の金融市場が不安定な状況にあることから、MBS 市場の混乱やこれに伴う長期固定の住宅ローンの金利の上昇などの事態を招かないよう十分に配慮する。